

令和6年度 認定こども園等 入園手続きについて



認定こども園とは？

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

美郷町の3園では、この制度が導入された平成18年度に「認定こども園」の認定を受けています。3歳児クラス以上のお子さんについては、保護者の就労などの状況により教育部分利用児（旧幼稚園）・保育部分利用児（旧保育園）に区別されますが、同じクラスと一緒に保育や教育を受けます。

美郷町教育委員会
教育推進課 幼児総務班
(TEL 0187-84-4914)

1. 施設利用のための認定について

教育・保育施設の利用を希望する場合は、利用の申込みと同時に給付認定を受けていただく必要があります。申請内容を基に、保育の必要性に応じて3つの認定区分に認定し、支給認定証を交付します。

また、すでに認定を受けている場合は、保育を必要とする事由や状況に引き続き該当していることの確認のため、毎年「現況届」を提出していただきます。

認定区分と利用できる施設・時間（年齢は4月1日時点が基準日）

年齢	区分	保育の必要性	保育(教育)時間	利用できる施設	利用できる時間
満3歳以上	<u>1号認定</u>	なし	教育標準時間 認定 (8時間以内)	認定こども園 の教育部分 (幼稚園)	7:30~15:30 土日祝日休業 春夏秋冬休みあり
	<u>2号認定</u>	あり	保育標準時間 認定 (11時間以内)	認定こども園 の保育部分 (保育所等)	7:30~18:30 日祝日休業 年未年始休業
保育短時間 認定 (8時間以内)			7:30~15:30 日祝日休業 年未年始休業		
満3歳未満	<u>3号認定</u>	保育標準時間 認定 (11時間以内)	7:30~18:30 日祝日休業 年未年始休業		
		保育短時間 認定 (8時間以内)	7:30~15:30 日祝日休業 年未年始休業		

【クラス年齢早見表】

区分	クラス年齢	生年月日	備考
年長	5歳児	平成30年4月2日~平成31年4月1日	1号または2号認定
年中	4歳児	平成31年4月2日~令和2年4月1日	
年少	3歳児	令和2年4月2日~令和3年4月1日	
未満児	2歳児	令和3年4月2日~令和4年4月1日	3号認定
	1歳児	令和4年4月2日~令和5年4月1日	
	0歳児	令和5年4月2日~	

2. 教育での利用を希望する（1号認定）

＝ こども園教育部分・町外幼稚園等利用

満3歳以上のお子さん（平成30年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた方）なら誰でも利用の申込みをすることができます。

※2号認定に該当する場合でも、保護者が希望すれば、1号認定を利用することができます。

3. 保育での利用を希望する（2号認定・3号認定）

＝ こども園保育部分・町外保育園等利用

（1）保育を必要とする事由

認定こども園（保育部分）の利用を希望される場合は、保護者（父母）のいずれもが、保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要になります。

保育を必要とする事由	入園できる期間
① 会社などで働いているとき （1か月当たり48時間以上の就労を常態としているとき）	小学校就学前まで （有期雇用の場合は契約期間満了日が属する月の月末）
② 妊娠中や出産後の休養が必要なとき	産前8週間～産後8週間経過日の翌日が属する月の末日まで
③ 病気や障がいのため保育が困難なとき	療養を必要としなくなるまで
④ 同居または長期入院している親族を常時介護または看護をしているとき	介護・看護を必要としなくなるまで
⑤ 災害の復旧にあたっているとき	必要な期間
⑥ 学校や職業訓練校などに通っているとき	通学期間中
⑦ 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っているとき	3か月間（90日）を経過する日が属する月の末日まで
⑧ 児童虐待やDVのおそれがあるとき （公的機関に相談等を行っているとき）	必要な期間
⑨ 育児休業取得時に、すでに保育部分を利用している子どもがいて継続利用が必要なとき【新規申込は不可】	育児休業の終了日まで
⑩ その他 上記に類するものとして、町が認める場合	必要な期間

(2) 保育の必要量

保護者の就労状況等に応じて、保育の必要量を「保育標準時間」と「保育短時間」とに区分します。区分により、保育施設の利用時間や利用料が異なります。

保育を必要とする事由 ※(1)のNo.と一致	保育の必要量
① 就労（月120時間以上） ② 妊娠・出産 ③ 疾病・障がい ④ 介護・看護（月120時間以上） ⑤ 災害復旧 ⑥ 就学・職業訓練（月120時間以上） ⑧ 児童虐待やDVのおそれ	保育標準時間
① 就労（月48時間以上120時間未満） ④ 介護・看護（月48時間以上120時間未満） ⑥ 就学・職業訓練（月48時間以上120時間未満） ⑦ 求職活動（起業準備を含む） ⑨ 育児休業	保育短時間

*①④⑥については、月120時間以上でも保育短時間に、月120時間未満でも保育標準時間に該当する場合があります。

【例】

(A) 満4歳、母専業主婦 ⇒ 1号認定、教育標準時間認定、こども園教育部分利用

(B) 満3歳、両親フルタイム就労 ⇒ 2号認定、保育標準時間認定、こども園保育部分利用

(C) 満1歳、母パート(月120時間未満) ⇒ 3号認定、保育短時間認定、こども園保育部分利用

4. 利用申込みから入園までの流れ

教育部分(1号認定)	保育部分(2号・3号認定)
① 申込み	① 申込み
↓	↓
② 確認（不明な点は電話などで確認します）	② 確認（不明な点は電話などで確認します）
↓	↓
③ 認定・入園決定（認定通知をお送りします） ※4月入園者には2月下旬頃に結果を送付します	③ 選考（要件該当の可否を判定します）
↓	↓
④ 入園（利用開始）	④ 認定・入園決定（認定通知をお送りします） ※4月入園者には2月下旬頃に結果を送付します
	↓
	⑤ 入園（利用開始）

* 町外の認可外保育施設（企業主導型含む）、幼稚園、認定こども園（教育部分）を希望する場合 ⇒ 直接施設へ申込みが必要です。教育推進課へは町外の施設を利用することをご連絡願います。

5. 認定申請・入園手続き

【申し込みに必要な書類】

教育部分(1号認定)	保育部分(2号・3号認定)
① 支給認定申請書兼入園申込書 ② すこやか子育て支援事業助成申請書 ③ 通園バス乗車申込書 ④ 個人番号(マイナンバー)確認のための書類 ※申請書に個人番号(マイナンバー)を記入した方が必要です。 ※就労証明書等は不要です	① 支給認定申請書兼入園申込書 ② 保育の必要性を証明する書類 ※詳細は下記の表でご確認ください。 ③ すこやか子育て支援事業助成申請書 ④ 通園バス乗車申込書(3歳~5歳児クラス) ⑤ 個人番号(マイナンバー)確認のための書類 ※申請書に個人番号(マイナンバー)を記入した方が必要です。

*同居家族や児童本人が障がい者手帳をお持ちの場合は、手帳のコピーを提出してください。

【保育の必要性を証明する書類(2号・3号認定)】

保護者(父母)の状況により必要な書類を提出してください。

ここに記載した書類のほか、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

保護者の状況	必要な書類
雇用されている (採用が内定している)	就労証明書
自営業	就労証明書(経営者が証明したもの)
農業 (家族または自分が経営主)	申立書
妊娠中や出産後	申立書(添付書類必要) ※母子手帳のコピー(表紙・出産(予定)日記入欄)
保護者が病気・負傷や障がい	申立書(添付書類必要) ※ <u>診断書(病名・治療期間・保育できないことが記入されている書類)</u> 、障がい者手帳等のコピー
親族の介護や看護	申立書(添付書類必要) ※病気の方の診断書、要介護な状況がわかる書類
災害の復旧	罹災証明書
学校等に通っている	在学証明書、受講決定通知書等のコピー
求職活動中	求職活動報告書(添付書類必要) ※ハローワークカード等のコピー
児童虐待・DV	相談機関発行の書類
育児休業取得	就労証明書または育児休業取得証明書等(休暇期間が記載されたもの)

6. 利用料（保育料・給食費）

① 保育料

世帯の課税状況などに応じて保育部分（0歳～2歳児クラスの2号認定・3号認定）は第1階層から第8階層までの区分によって利用料が決定されます。

保育料は別表（8～9ページを参照）をご確認ください。

【第2階層（住民税非課税世帯）の方の計算の特例】

第2階層（住民税非課税世帯）のお子さんの保護者の収入の合計が103万円（または所得の合計が48万円）を超えない場合は、生計を一にする方のうち最多収入者を「家計の主宰者」として追加したうえで階層を再度認定します。

※3歳～5歳児クラス（1号認定・2号認定）については、令和元年10月以降授業料及び保育料が無償化となりました。

※4月1日時点の年齢で区分します。年度内に誕生日を迎えても年齢区分は変わりません。

※認可外保育施設等の子育て施設の利用料については、施設ごとに定めた利用料となります。

② 給食費

3歳～5歳児クラス（1号認定・2号認定）のお子さんのうち、一定以上の所得がある世帯のお子さんについては、令和元年10月以降給食費を負担いただく制度になりましたが、美郷町で教育・保育給付認定を受けて町内のこども園を利用する方については、**町が全額助成**しますので、保護者負担はありません。

ただし、町外の保育園等をご利用の方は、助成上限額（10ページを参照）を超えた分は保護者負担となります。

※美郷町以外の自治体で教育・保育給付認定を受けられた方については、認定した自治体に助成の有無をお問い合わせください。

◆海外居住により課税情報がない方◆

海外在住により課税情報がない場合でも、町民税相当額を算出し階層区分を決定します。国内外での収入・所得額・控除額等が確認できる書類（給与支払証明など）を提出いただきます。

7. 保育料の納付方法について

- 保育料は原則「口座振替」をお願いします。
- 納付日（口座振替日）は、利用月の末日です。ただし、月末日が金融機関の休業日（土日祝日など）にあたる場合は、翌営業日となります。

【口座振替の場合】

「口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」を口座のある<<取扱金融機関>>に提出してください。

【納付書の場合】

毎月20日頃にお届けする納入通知書で月末日までに納入してください。

<<取扱金融機関>> 秋田銀行、北都銀行、羽後信用金庫、秋田おばこ農協、秋田ふるさと農協、役場の出納室窓口、役場出張所の窓口、東北のゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア

利用料は必ず期限までに納めてください。

利用料は、お子様の給食費や教材、こども園を維持管理していく経費などに充てられる大切な財源です。利用料を滞納すると、他の方との公平性が失われるだけでなく、現在の教育・保育サービスが維持できなくなるおそれがあります。

美郷町では、公平性の確保と、教育・保育サービスの維持・向上を図るため、滞納対策として次の取り組みを進めております。

- ① 自宅・勤務先への電話等
- ② こども園・自宅・勤務先への訪問徴収

未納のまま放置されますと、納付の意思がないものと判断され、地方税法の規定に基づき滞納処分を受ける場合があります。ご事情のある方は、早めに教育推進課までご相談ください。

8. 認定の変更申請、申請内容の変更届について

次のような変更があった場合は、変更申請または変更届などの提出が必要です。

変更内容によっては、保育の必要量（利用時間）や利用料、有効期間が変更されます。お早めに各園か教育推進課にて手続きをするようお願いします。

- ・ 認定区分を変更（2号→1号、1号→2号）したい場合
- ・ 保育の必要量を変更（保育標準時間→保育短時間、保育短時間→保育標準時間）したい場合
- ・ 通園中の園を退園、または変更したい場合
- ・ 保護者の勤務先（勤務地）変更、または退職、就職した場合
- ・ 保護者が育児休業を取得する場合、または職場復帰する場合
- ・ 保育を必要とする事由が変わった場合
- ・ 住所、連絡先等が変わった場合
- ・ 保護者やお子さんの氏名が変わった場合
- ・ ひとり親家庭になった場合、または婚姻した場合
- ・ 弟や妹が生まれた場合 など

【注意】

必要な届出をしないまま利用を継続した場合、内容によっては退園となることがあります。

9. よくある質問 Q & A

Q1：申込みをすれば、必ず入園できますか？

- 希望の保育施設に定員の空きがなければ入園することはできません。
- 入園希望の方の人数が空きの人数を超える場合は、保育所等利用調整基準により決定します。

Q2：必ず第1希望から第3希望まで記入しなくてははいけないですか？

- 第3希望まですべて記入する必要はありませんが、第1希望の施設に入園できるとは限りませんので、通勤経路や送迎事情なども踏まえお考え下さい。

Q3：申込み後に希望園の変更はできますか？

- 変更可能です。申込み後に希望園の変更をしたい方は、早急にお知らせください。

Q4：申込みに必要な書類が揃いません。このまま申込みできますか？

- できません。提出いただいた書類で審査を行いますので、書類不備・不足等がある場合は審査対象外となります。

Q5：求職活動中です。就労できなければ退園しなければなりませんか？

- 求職活動で認定された日から90日目を迎える月の月末までに、入園要件を満たす就労（月48時間以上）を開始する必要があります。
- 期限内に就労できない場合は、退園となります。ただし、町内のこども園の3歳～5歳児クラスに在籍している場合は、「1号認定」に変更することで継続の利用が可能です。

Q6：育児休業を取得します。上の子は退園しなければなりませんか？

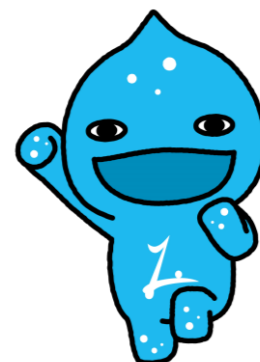
- 在園児の場合は、保育短時間で継続の利用が可能です。

Q7：育児休業から復職する場合、入園はいつから可能ですか？

- 復職日の2週間前から入園可能です。申請書に入園の希望日を記入してください。
- 4月復職で2週間前が前年度の3月になる場合は、4月1日から入園可能です。

Q8：入園の結果はいつごろわかりますか？

- 4月入園の場合は、2月下旬頃に利用の可否を通知します。
- 5月以降入園の場合は、入園希望月の前の月までに利用の可否を通知します。



認定こども園等利用料について

- (1) 認定こども園等の利用料…父母の市区町村民税所得割課税額により決定します。
 ※ただし、第2階層に該当し、父母の収入または所得金額の合計が基準額を超えない場合は、同居(世帯分離も含む)の祖父母等のうち最多収入者を「家計の主宰者」として追加したうえで階層を再度認定します。
- (2) 利用料の計算…4月～8月分は令和5年度、9月～3月分は令和6年度の市区町村民税所得割課税額で算定されます。
 ※算定する際は、調整控除以外の住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除、外国税額控除、配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除等の税額控除は適用されません。
- (3) ひとり親世帯等…ひとり親世帯または身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯をいいます。
- (4) すこやか助成…秋田県と市町村が実施しているすこやか子育て支援事業です。子育て世帯の経済的負担を軽減するため、階層区分に応じて保育料を助成するものです。町では保護者負担をより軽減するため嵩上げしています。

① 3歳～5歳児クラス（1号認定・2号認定）・・・無料となります。

② 0歳～2歳児クラス（2号認定・3号認定）

階層区分		すこやか助成後の料金 (月額)		多子世帯減免等 (H29.4月以降) ※国基準 ◎減免が適用されると、 月額利用料が無料または半額になります。	すこやか 助成割合	
		標準時間 (11時間以内)	短時間 (8時間以内)			
第1	生活保護世帯	0円	0円		1 / 2 助成	
第2	市区町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	0円			0円
		一般世帯	0円	0円		
第3-1	市区町村税 均等割のみ世帯	ひとり親世帯等	0円	0円		第1子は、生計同一の子どもを 年齢に関わらずカウントします 《第2子以降無料》
		一般世帯	4,500円	4,400円		
第3-2	所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	4,500円	4,500円		◎57,700円未満 【一般世帯】 第1子は、生計同一の子ども を年齢に関わらずカウントし ます 《第2子半額》 《第3子以降無料》
		一般世帯	9,750円	9,550円		
第4-1	所得割課税額 57,700円未満	ひとり親世帯等	4,500円	4,500円		◎77,101円未満 【ひとり親世帯 障がい者がいる世帯】 第1子は、生計同一の子どもを 年齢に関わらずカウントします 《第2子以降無料》
		一般世帯	11,500円	11,300円		
第4-2	所得割課税額 77,101円未満	ひとり親世帯等	4,500円	4,500円		◎57,700円以上 【一般世帯】 ◎77,101円以上 【ひとり親世帯・障がい者がいる世帯】 こども園等に就園中の子どもからカウントします 《第2子半額》 《第3子以降無料》
		一般世帯	13,000円	12,750円		
第4-3	所得割課税額97,000円未満	14,500円	14,250円			
第5-1	所得割課税額133,000円未満	19,750円	19,400円			
第5-2	所得割課税額169,000円未満	22,250円	21,850円			
第6	所得割課税額301,000円未満	37,660円	37,000円			
第7	所得割課税額397,000円未満	52,600円	51,730円			
第8	所得割課税額397,000円以上	65,660円	64,530円			

※ひとり親世帯の第6～8階層：すこやか助成が1 / 2

《 問い合わせ 》 美郷町教育推進課 幼児総務班 0187-84-4914

すこやか子育て支援事業 ≪保育料助成適用表≫

※前ページの「多子世帯減免」が適用されたほかに下記の助成があります。

① 一般世帯

0歳～2歳児クラス		補助率			
		第1子・第2子	H28.4.2以降に第3子以降の子が生まれた世帯の第2子以降の子	H30.4.2以降に生まれた第2子以降の子	H30.4.2以降に第3子以降の子が生まれた世帯の第2子以降の子
所得階層	属性	町拡充後	町拡充後	町拡充後	町拡充後
第3-1階層	市町村民税均等割のみ世帯	1/2	全額助成	全額助成	全額助成
第3-2階層	所得割課税額48,600円未満				
第4-1階層	所得割課税額57,700円未満				
第4-2階層	所得割課税額77,101円未満				
第4-3階層	所得割課税額97,000円未満				
第5-1階層	所得割課税額133,000円未満				
第5-2階層	所得割課税額169,000円未満				
第6階層	所得割課税額301,000円未満	1/3	1/3	1/3	1/2
第7階層	所得割課税額397,000円未満				1/3
第8階層	所得割課税額397,000円以上				1/3

(注意) 全額助成は第5-2階層までとなります。

② ひとり親世帯

0歳～2歳児クラス		補助率		
		第1子・第2子	H28.4.2以降に第3子以降の子が生まれた世帯の第2子以降の子	H30.4.2以降に生まれた第2子以降の子
所得階層	属性	町拡充後	町拡充後	町拡充後
第3-1階層	市町村民税均等割のみ世帯	1/2	全額助成	全額助成
第3-2階層	所得割課税額48,600円未満			
第4-1階層	所得割課税額57,700円未満			
第4-2階層	所得割課税額77,101円未満			
第4-3階層	所得割課税額97,000円未満			
第5-1階層	所得割課税額133,000円未満			
第5-2階層	所得割課税額169,000円未満			
第6階層	所得割課税額301,000円未満	1/2	1/2	1/2
第7階層	所得割課税額397,000円未満			
第8階層	所得割課税額397,000円以上			

(注意) 全額助成は第5-2階層までとなります。

認定こども園等の給食費月額について

① 3歳～5歳児クラス(1号認定) 認定こども園(教育部分)・幼稚園の利用者負担月額

階層区分		主食費	副食費	すこやか助成	保護者負担額	多子世帯減免	
第1階層	生活保護世帯	400円	免除(国)	400円	0円		
第2階層	市町村民税非課税世帯 (均等割のみ世帯含む)	ひとり親世帯等		400円	400円		0円
		一般世帯		400円	400円		0円
第3階層	所得割課税額 77,100円以下	ひとり親世帯等		400円	400円		0円
		一般世帯		400円	400円		0円
第4階層	所得割課税額211,200円以下	400円		4,500円	4,900円		0円
第5階層	所得割課税額211,201円以上	400円	4,500円	4,900円	0円		

※すこやか助成は美郷町外にお住まいの子どもには適用されません。

② 3歳～5歳児クラス(2号認定) 認定こども園(保育部分)・保育園の利用者負担月額

階層区分		3～5歳児(クラス)			保護者負担額	多子世帯減免等		
		主食費	副食費	すこやか助成				
第1階層	生活保護世帯	500円	免除(国)	500円	0円			
第2階層	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等		500円	500円		0円	
		一般世帯		500円	500円		0円	
第3-1階層	市町村均等割のみ世帯	ひとり親世帯等		500円	500円		0円	
		一般世帯		500円	500円		0円	
第3-2階層	所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等		500円	500円		0円	
		一般世帯		500円	500円		0円	
第4-1階層	所得割課税額 57,700円未満	ひとり親世帯等		500円	500円		0円	
		一般世帯		500円	500円		0円	
第4-2階層	所得割課税額 77,101円未満	ひとり親世帯等		500円	500円		0円	
		一般世帯		500円	5,625円		6,125円	0円
第4-3階層	所得割課税額97,000円未満	500円		5,625円	6,125円		0円	こども園等に就園中の 子どもからカウントします 第3子以降副食費免除(国)
第5-1階層	所得割課税額133,000円未満	500円		5,625円	6,125円		0円	
第5-2階層	所得割課税額169,000円未満	500円		5,625円	6,125円		0円	
第6階層	所得割課税額301,000円未満	500円		5,625円	6,125円		0円	
第7階層	所得割課税額397,000円未満	500円		5,625円	6,125円		0円	
第8階層	所得割課税額397,000円以上	500円	5,625円	6,125円	0円			

※すこやか助成は美郷町外にお住まいの子どもには適用されません。

◎町外の保育園等を利用の場合は、主食費・副食費それぞれの金額を上限として助成となります。

《押印は不要》
※氏名を自署してください。

施設型給付費・地域型保育給付費等
支給認定申請書 兼 入園申込書

美郷町長 宛

記入例：2号・3号認定
認定こども園(保育部分)・町外保育所等

申請日	令和5年12月6日
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 認定申請・入園申込
	<input type="checkbox"/> 認定変更・保教変更
	<input type="checkbox"/>

保護者氏名(申請者)	美郷 太郎
保護者住所	〒019-1541 美郷町 土崎字上野乙170-10
自宅電話番号	0187-84-4914
連絡先①	090-0000-0000 (父・母)
連絡先②	080-0000-0000 (父・母)

① 利用を希望する児童について

入園希望児童	氏名	生年月日	性別
	(ふりがな) みさと はるこ 美郷 春子	平成 令和 5年11月1日生	男・女
認定証番号	個人番号(マイナンバー)	000123456789	
保育の希望の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有：認定こども園(保育部分)、保育所等での保育を希望する場合 ⇒以下②~⑤(⑥)にご記入ください。		
	<input type="checkbox"/> 無：認定こども園(教育部分)、幼稚園等の利用を希望する場合 ⇒以下②③⑤(⑥)にご記入ください。		

② 利用を希望する施設・期間の申込み

利用希望期間	令和6年7月1日 から	<input checked="" type="checkbox"/> 小学校入学前まで <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで
入園を希望する施設名	第1希望	千畑なかよし園 希望理由 自宅から近い
	第2希望	六郷わくわく園 希望理由 母の勤務先から近い
	第3希望	仙南すこやか園 希望理由 祖父母宅から近い

③ 入園希望児童の家庭の状況

令和5年1月1日時点で美郷町に住民票がなく、
その後に転入された方は記入が必要です。

区分	氏名	入園児童との続柄	生年月日	性別	勤務先・学校名等	個人番号	備考(※)
入園児童の世帯員	美郷 太郎	父	M・T・S・H ●●年●●月●●日	男	株式会社▲▲▲▲	234567891000	
	美郷 夏子	母	M・T・S・H ●●年●●月●●日	女	▲▲▲病院	345678912000	
	美郷 二郎	兄	M・T・S・H・R ●●年●●月●●日	男・女	▲▲小学校	456789123000	
	美郷 秋子	姉	M・T・S・H・R ●●年●●月●●日	男・女	▲▲▲園	567891234000	
	美郷 三郎	祖父	M・T・S・H・R ●●年●●月●●日	男・女	農業		
	美郷 冬子	祖母	M・T・S・H・R ●●年●●月●●日	男・女	無職(曾祖母の介護)		
	美郷 花子	曾祖母	M・T・S・H・R ●●年●●月●●日	男・女	無職		障がい
				M・T・S・H・R 年 月 日	男・女		

(※) 障がい者手帳をお持ちの方は、備考欄に「障がい」と記入して、手帳のコピーを提出してください。

◎太枠内を記入してください。裏面もあります。

④ 保育を必要とする事由 ①で保育の希望「有」を選択した方のみご記入ください。(理由ごとの証明書等が必要です。)

保護者の続柄	父 <input type="checkbox"/> その他 ()	母 <input type="checkbox"/> その他 ()
保育を必要とする理由	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 同居親族の介護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動(起業準備を含む) <input type="checkbox"/> 就学(職業訓練を含む) <input type="checkbox"/> 児童虐待やDVのおそれがあること <input type="checkbox"/> 育児休業中の既保育利用時の継続利用 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 同居親族の介護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動(起業準備を含む) <input type="checkbox"/> 就学(職業訓練を含む) <input type="checkbox"/> 児童虐待やDVのおそれがあること <input type="checkbox"/> 育児休業中の既保育利用時の継続利用 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間希望(各施設で定められた時間帯内で、11時間以内) <input type="checkbox"/> 保育短時間希望(各施設で定められた時間帯内で、8時間以内)	
保育必要量(※)	※町内こども園の場合 7:30~18:30 ※町内こども園の場合 7:30~15:30	

保育の希望が「有」の場合は必ず記入してください。

(※) 保育必要量・・・保育を必要とする理由及び勤務時間等に基づき認定します。

- (1) 就労・就学・介護などの時間数が月48時間以上120時間未満の場合は、保育短時間認定(1日8時間以内)となります。
- (2) 就労・就学・介護などの時間数が月120時間以上であっても、希望があれば、保育短時間認定(1日8時間以内)を受けることができます。
- (3) 求職活動・育児休業中の継続利用の場合は、原則、保育短時間認定(1日8時間以内)となります。

⑤ 税情報等の提供・認定結果の通知時期についての同意

同意いただく内容	<p>表面の保護者氏名(申請者)と同じ方の氏名を記入してください。</p> <p>及び住民税の情報(同一世帯について、特定教育・保育施設)に関する情報(マイナンバー)を提出し、認定申請を行います。</p> <p>また、支給認定申請の結果について、年度当初の事務等が集中するため審査に時間を要することから、30日間を超えて結果の通知を受けることになる場合があります。</p>
	保護者氏名 美郷 太郎

⑥ 委任状

表面上部に記載した保護者(申請者)以外の方が、提出する場合にご記入ください。

代理人 住所	美郷町土崎字上野乙170-10	氏名	美郷 夏子
を代理施設型給付利用・提出	<p>表面の保護者氏名(申請者)が提出する場合は、記入不要です。</p> <p>※家族の方が代理で提出する場合に記入してください。</p>		(マイナンバー)の
	委任者(保護者氏名)		美郷 太郎

※町記載欄

受付(園)	受付(課)	入力①	入力②	認定区分			階層(8月まで)			階層(9月から)				
				1号	2号 標・短	3号 標・短		第1子	第2子	第3子		第1子	第2子	第3子
個人番号(マイナンバー確認)				<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 拒否(住基確認) <input type="checkbox"/> 住民票(マイナンバー付) <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> その他()										

《押印は不要》
※氏名を自署してください。

施設型給付費・地域型保育給付費等
支給認定申請書 兼 入園申込書

美郷町長 宛

記入例：1号認定

認定子ども園(教育部分)・幼稚園利用

申請日	令和5年12月6日
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 認定申請・入園申込
	<input type="checkbox"/> 認定変更・保教変更
	<input type="checkbox"/>

保護者氏名(申請者)	美郷 太郎
保護者住所	〒019-1541 美郷町 土崎字上野乙170-10
自宅電話番号	0187-84-4914
連絡先①	090-0000-0000 (父・母)
連絡先②	080-0000-0000 (父・母)

① 利用を希望する児童について

入園希望児童	氏名	生年月日	性別
	(ふりがな) みさと はるこ 美郷 春子	平成 令和 31年11月1日生	男・女
認定証番号	個人番号(マイナンバー)	000123456789	
保育の希望の有無	<input type="checkbox"/> 有：認定子ども園(保育部分)、保育所等での保育を希望する場合 ⇒以下②~⑤(⑥)にご記入ください。		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無：認定子ども園(教育部分)、幼稚園等の利用を希望する場合 ⇒以下②③⑤(⑥)にご記入ください。		

② 利用を希望する施設・期間の申込み

利用希望期間	令和6年4月1日 から	<input checked="" type="checkbox"/> 小学校入学前まで <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで
入園を希望する施設名	第1希望	千畑なかよし園 希望理由 自宅から近いため
	第2希望	六郷わくわく園 希望理由 父の勤務先から近いため
	第3希望	仙南すこやか園 希望理由 祖父母宅から近いため

令和5年1月1日時点で美郷町に住民票がなく、その後に入園希望された方は記入が必要です。

③ 入園希望児童の家庭の状況

区分	氏名	入園児童との続柄	生年月日	性別	勤務先・学校名等	個人番号	備考(※)
入園児童の世帯員	美郷 太郎	父	M・T・S・H ●●年●●月●●日	男	株式会社▲▲▲▲	234567891000	
	美郷 夏子	母	M・T・S・H ●●年●●月●●日	女	無職	345678912000	
	美郷 二郎	兄	M・T・S・H・R ●●年●●月●●日	男・女	▲▲小学校	456789123000	
	美郷 秋子	姉	M・T・S・H・R ●●年●●月●●日	男・女	▲▲▲▲園	567891234000	
	美郷 三郎	祖父	M・T・S・H・R ●●年●●月●●日	男・女	農業		
	美郷 冬子	祖母	M・T・S・H・R ●●年●●月●●日	男・女	無職(曾祖母の介護)		
	美郷 花子	曾祖母	M・T・S・H・R ●●年●●月●●日	男・女	無職		障がい
				M・T・S・H・R 年 月 日	男・女		

(※) 障がい者手帳をお持ちの方は、備考欄に「障がい」と記入して、手帳のコピーを提出してください。

◎太枠内を記入してください。裏面もあります。

④ 保育を必要とする事由 ①で保育の希望「有」を選択した方のみご記入ください。(理由ごとの証明書等が必要です。)

保護者の続柄	父 <input type="checkbox"/> その他 ()	母 <input type="checkbox"/> その他 ()
保育を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 就労
	<input type="checkbox"/> 疾病	<input type="checkbox"/> 疾病
	<input type="checkbox"/> 同居親族の介護	<input type="checkbox"/> 同居親族の介護
	<input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 災害復旧
	<input type="checkbox"/> 求職活動(起業準備を含む)	<input type="checkbox"/> 求職活動(起業準備を含む)
	<input type="checkbox"/> 就学(職業訓練を含む)	<input type="checkbox"/> 就学(職業訓練を含む)
	<input type="checkbox"/> 児童虐待やDVのおそれがあること	<input type="checkbox"/> 児童虐待やDVのおそれがあること
	<input type="checkbox"/> 育児休業中の既保育利用時の継続利用	<input type="checkbox"/> 育児休業中の既保育利用時の継続利用
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
保育必要量(※)	<input type="checkbox"/> 保育標準時間希望 (各施設で定められた時間帯内で、11時間以内)	
	<input type="checkbox"/> 保育短時間希望 (各施設で定められた時間帯内で、8時間以内)	

保育の希望が「無」の場合は記入不要です。

(※) 保育必要量・・・保育を必要とする理由及び勤務時間等に基づき認定します。

- (1) 就労・就学・介護などの時間数が月48時間以上120時間未満の場合は、保育短時間認定(1日8時間以内)となります。
- (2) 就労・就学・介護などの時間数が月120時間以上であっても、希望があれば、保育短時間認定(1日8時間以内)を受けることができます。
- (3) 求職活動・育児休業中の継続利用の場合は、原則、保育短時間認定(1日8時間以内)となります。

⑤ 税情報等の提供・認定結果の通知時期についての同意

同意いただく内容	<p>表面の保護者氏名(申請者)と同じ方の氏名を記入してください。</p> <p>また、支給認定申請の結果について、年度当初に事務等が集中するため審査に時間を要することから、30日間を超えて結果の通知を受けることになります。</p>	及び住民税の情報(同一世帯について、特定教育・保育施設)
	保護者氏名	美郷 太郎

⑥ 委任状

表面上部に記載した保護者(申請者)以外の方が、提出する場合にご記入ください。

代理人 住所	美郷町土崎字上野乙170-10	氏名	美郷 夏子
を代理施設型給付利用・提供	<p>表面の保護者氏名(申請者)が提出する場合は、記入不要です。 ※家族の方が代理で提出する場合に記入してください。</p>		(マイナンバー)の
	委任者(保護者氏名)	美郷 太郎	

※町記載欄

受付(園)	受付(課)	入力①	入力②	認定区分			階層(8月まで)			階層(9月から)				
				1号	2号 標・短	3号 標・短		第1子	第2子	第3子		第1子	第2子	第3子
個人番号(マイナンバー確認)				<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 拒否(住基確認) <input type="checkbox"/> 住民票(マイナンバー付) <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> その他()										

美郷町預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書

記入例

美郷町 指定 出納取扱 金融機関 御中
 収納代理 収納取扱


該当する区分番号を○で囲んでください。
 (ゆうちょ銀行は新規のみのお取り扱いとなります。)

私は、美郷町へ納付する税または使用料等を下記の口座から振替の方法により納付したいので、次の事項確約のうえ依頼します。

- 区分
- 1. 新規 (新しく口座振替を申込む)
 - 2. 解約 (口座振替を利用していたがやめる)
 - 3. 変更 (口座振替を利用しているが通帳などを変更する)

令和 6 年 3 月 15 日申込

お届け印を3枚すべてに押してください。

口座名義人	住所	〒 019 - 1541 仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10		電話番号	
	(フリガナ)	ミト 知ウ			
	氏名	美郷 太郎		0187-84-4914	

取扱金融機関	秋田銀行 北都銀行 羽後信金 秋田おばこ農協 秋田ふるさと農協	美郷 本店 支店	取扱店コード	
			預金の種類	1. 普通 2. 当座
			口座番号	1 2 3 4 5 6
	ゆうちょ銀行	口座記号番号	記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください)	番号 (右詰めでご記入ください)
	金融機関コード	9 9 0 0	種目コード	1 6 6
	種別コード			3 0
	払込先加入者名	美郷町会計管理者	払込先口座番号	02240-9-960388

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

○振替(払込)開始(解約)日 令和 6 年 4 月末日分から(土・日・祝日の場合は、翌営業日)
 ※この依頼書が月末までに本町にて受付処理された場合は、翌月末日からの振替え(払込み)が可能となります。

納付者(納税義務者)	払込日	フリガナ	科目	納付者(納税義務者)	払込日	フリガナ
町 県 民 税	末日 12月は28日	期別毎 一括	町 県 民 税	末日	月別毎	美郷 太郎
固 定 資 産 税	末日	期別毎 一括	こども園保育部分利用料	末日	月別毎	園児名 美郷 春子
軽自動車税(種別割)	5月31日	全期	延長利用料	末日	月別毎	児童名 美郷 秋子
国民健康保険税	末日 12月は28日	期別毎 一括	児童クラブ利用料	末日	月別毎	児童名
水道使用料	末日	月別毎	学校給食費	末日	月別毎	学校名 児童名

記入後は、振替を希望する金融機関へ3枚とも提出してください。

こども園利用料の納付は口座振替にて支払いをお願いします

納め忘れがなく、「安心」「確実」な口座振替をご利用ください。

納付のたびに納付場所へ出向く手間や時間が省けるほか、一度のお申込みで毎年継続して利用料の引き落としができるため、大変「便利」です。

◆申し込み方法

お申込みは預金通帳・届出印をご持参のうえ、金融機関で手続きをお願いします。

◀例▶ 4月末の振替をしたい場合は前月(3月)までに金融機関に提出する必要があります。

◆口座振替日

各月分の納期限日(毎月末)です。振替日が土日祝日の場合は翌営業日になります。

※延長利用料は、利用月の翌月末が納期限日です。

※残高不足等により振替できなかった場合は、納付書を送付します。

◎太わくの中だけ記入してください。三部複写ですのでボールペンで記入してください。

10. 認定こども園での特別保育（延長保育・一時保育）

事業名	事業内容	利用料		
延長保育	<p>通常の保育時間は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準時間認定：午後6時30分まで ・短時間認定：午後3時30分まで <p>ですが、その時間を延長して午後7時まで保育を行います。</p> <p>※ 教育部分利用児（1号認定）は利用できません。</p>	<p>30分ごとに 50円</p> <p>《例》 標準時間認定でお迎えの時間が午後6時38分だった場合 その日の利用料は「50円」</p> <p>※口座振替が利用できます。</p>		
一時保育	<p>一時的に保育が必要な乳幼児の保育を行います。利用時間は原則として、午前8時30分～午後4時30分です。</p> <p>※ 教育部分利用児（1号認定）も利用できます。</p>	3歳以上児クラスに該当	4時間以内	400円
			1日	800円
		3歳未満児クラスに該当	4時間以内	750円
			1日	1,500円
<p>【一時保育について】</p> <p>① 面談等が必要なため、事前に利用することも園への申込みが必要となります。</p> <p>② 給食を希望する場合は、1食あたり245円が別途請求されます。</p> <p>③ 利用料および給食費は翌月の請求となり、納付書をお届けします。</p>				

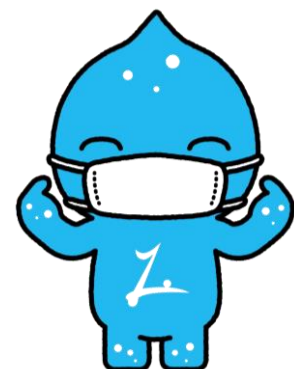
11. 病児・病後児保育施設利用料助成

病氣中または病気の回復期のため、園での集団生活ができず、家庭で看護できない事情がある乳幼児を一時的に預かる施設を利用した保護者の方に、利用料の2分の1の額を助成します。

※施設利用後に、各園または教育推進課から申請に必要な書類を受け取り提出してください。

【近隣の病児病後児保育施設の例】

横手市・・・伊藤小児科・内科医院
 大仙市・・・大曲こどもクリニック
 太田診療所
 生和堂医院 など



12. 子育てのための施設等利用給付（令和元年10月～新制度）

令和元年10月から、従来の認可保育園や認定こども園の利用のための認定（教育・保育給付認定）のほか、満3歳児以上のお子さんが私学助成対象幼稚園や認可外保育園等の利用の際、利用料無償化の対象とするための認定として新たに「子育てのための施設等利用給付認定」の制度が新設されました。

※無償化の対象となる利用料には月額上限があります。

○子育てのための施設等利用給付認定の種類

認定種別	支給要件	利用できる施設・サービス例
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定・新3号認定子ども以外の子ども	・幼稚園（私学助成園）など
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、『3. 保育での利用を希望する（2号認定・3号認定）の（1）』に記載のある事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	【教育・保育認定がある方】 ・一時預かり事業 など 【教育・保育認定がない方】 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 など
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、『3. 保育での利用を希望する（2号認定・3号認定）の（1）』に記載のある事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子どものうち、市町村民税非課税世帯である子ども	【教育・保育認定がある方】 ・一時預かり事業 など 【教育・保育認定がない方】 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 など

*詳しくは教育推進課までお問い合わせください。

13. 子育て支援（未就園児向け）

美郷町では、就園前の子どもとその保護者等を対象に、遊びや交流の場を提供しています。楽しい催し物、子育てについてのアドバイスや講演会なども予定していますのでお気軽に参加してください。

※日程や内容については、町広報に「子育て支援の催し」としてご案内しておりますのでご覧ください。

【メモ欄】

【お問い合わせ先】

- | | | |
|------------|--------------------|---------|
| • 美郷町教育推進課 | (美郷町土崎字上野乙170番地10) | 84-4914 |
| • 千畑なかよし園 | (美郷町土崎字上野乙31番地) | 85-3115 |
| • 六郷わくわく園 | (美郷町六郷字作山13番地7) | 84-0023 |
| • 仙南すこやか園 | (美郷町飯詰字糠淵4番地1) | 83-2100 |